

印西地区環境整備事業組合
印西地区ごみ処理基本計画改訂及び
災害廃棄物処理計画策定業務委託

仕 様 書

令和4年3月3日

目 次

第 1 編 共通仕様書	1
第 1 章 総則	1
第 2 章 一般事項	3
第 2 編 特記仕様書	5
第 1 章 ごみ処理基本計画の改訂	5
第 2 章 災害廃棄物処理計画の策定	7

第1編 共通仕様書

第1章 総則

この仕様書は、印西地区環境整備事業組合（以下、「組合」という。）が発注する印西地区環境整備事業組合 印西地区ごみ処理基本計画改訂及び災害廃棄物処理計画策定業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

1. 目的

本業務は、組合が平成30年度に策定した印西地区ごみ処理基本計画について、社会・経済情勢の変化や廃棄物及びリサイクルに関する関係法規制の改正等を踏まえ、計画内容の見直しを行うものである。改訂にあたっては、SDGsの視点や国及び地方自治体のごみ処理行政の最新の動向や一般廃棄物処理基本計画策定指針に基づき、これまでの組合の計画に対する評価を実施するとともに、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、ごみの発生の見込み、地域におけるごみ処理の課題や住民の意見などを踏まえた上で、組合におけるごみ処理に係る長期的視点に立った、ごみを適正かつ効率的に、かつ安全で安定的に処理するための基本方針を明確にすることを目的として、印西地区ごみ処理基本計画を改訂する。

なお、当該改訂の検討にあたっては、検討過程における民意の反映等を図るため、組合管理者の附属機関として、印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、印西地区ごみ処理基本計画の改訂に関する調査審議を担当する。

また、災害廃棄物対策指針及び千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づき、組合を構成する印西市、白井市及び栄町（以下、「関係市町」という。）において今後発生が予想される大規模地震等について、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することのほか、被害を抑止・軽減するための災害予防の観点から必要な対策を講じることにより、災害発生時の混乱を最小限にすることを目的として、災害廃棄物処理計画を策定する。

2. 業務の名称

印西地区環境整備事業組合 印西地区ごみ処理基本計画改訂及び災害廃棄物処理計画策定業務委託

3. 調査及び履行場所

印西市、白井市及び栄町

4. 委託期間

契約締結日（令和4年4月28日の予定）の翌日から令和5年3月31日まで

5. 業務内容

- (1) 印西地区ごみ処理基本計画改訂支援
- (2) 災害廃棄物処理計画策定支援

6. 成果品

(1) 受託者は、次表に掲げる成果品を組合担当者との打合せに基づき、各成果品が必要となる時期又は履行期限までに遅滞なく納品する。

名称	仕様	数量
印西地区ごみ処理基本計画 (資料編含む)	A4 判レターファイル (コクヨ フーU510B) 綴じもしくは同等 品綴じ	100 部
上記の電子データ	CD-R	1 枚
印西地区ごみ処理基本計画 (概要版) の電子データ	CD-R	1 枚
災害廃棄物処理計画	A4 判レターファイル (コクヨ フーU510B) 綴じもしくは同等 品綴じ	30 部
上記の電子データ	CD-R	1 枚

(2) 受託者が組合に納入する成果品の所有権は、受託者から当該成果品が納品されたときに、すべて組合に帰属するものとする。また、成果品に関する著作権は、受託者が従前から著作権を有している場合を除き、受託者から当該成果品が納入されたときに、すべて組合に帰属するものとする。

第2章 一般事項

1. 業務管理

- (1) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する担当者を選任し、業務の全般について技術的な管理を行わせなければならない。
- (2) 受託者は、契約後すみやかに業務計画書を作成し組合に提出し承諾を得なければならない。
- (3) 本業務についての打合せ及び協議事項は、全て議事録を作成し組合に提出すること。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたり、関係する法令、指針、基準及び計画等を遵守しなければならない。

3. 秘密および中立性の保持

受託者は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

4. 資料の貸与等

本業務の遂行にあたり、必要に応じて組合が所有している既存資料及び文献等を貸与する。

受託者は、資料の貸与を受ける場合には、そのリストを作成し組合に提出する。なお、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却しなければならない。

【貸与資料の一例】

- ・ 印西地区ごみ処理基本計計画（平成31年3月に策定した前回計画）
- ・ 印西地区ごみ処理実施計画
- ・ 印西地区環境整備事業組合（印西市、白井市）分別収集計画
- ・ 循環型社会形成推進地域計画
- ・ 地球温暖化対策実行計画
- ・ 印西地区環境整備事業組合緊急時対応マニュアル
- ・ 印西地区一般廃棄物最終処分場の延命化対策等調査業務委託報告書
- ・ 総合計画（印西市、白井市及び栄町）
- ・ 環境基本計画（印西市、白井市及び栄町）
- ・ ごみ減量化等に関する計画（印西市、白井市及び栄町）
- ・ 分別収集計画（栄町）
- ・ 地域防災計画（印西市、白井市及び栄町）
- ・ ハザードマップ（印西市、白井市及び栄町）
- ・ 防災マップ（印西市、白井市及び栄町）
- ・ 災害廃棄物処理計画（印西市及び白井市）
- ・ その他

5. 協議等

受託者は、組合、関係市町及び関係機関との協議等の必要が生じたときは、誠意を持ってこれにあたらなければならない。

6. 提出書類等

受託者は、下記の関係資料を遅滞なく提出しなければならない。

(1) 着手前提出書類

- ・業務着手届
- ・工程表
- ・業務担当者選任通知書（経歴書添付）

(2) 業務完了時提出書類

- ・業務完了届
- ・成果品

7. 留意事項

本業務に文献その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を明記しなければならない。

8. 検 査

受託者は、本業務遂行後、所定の手続きを経て組合の検査を受けなければならない。

本業務は組合の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合には、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

9. 疑義の解決

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じた事項については、必要に応じ組合と受託者が協議してこれを定める。

第2編 特記仕様書

第1章 ごみ処理基本計画の改訂

1. 関係市町の概要

関係市町の概要について、下記の項目について整理を行う。

- (1) 地理的、地形的、気候的特性
- (2) 人口
- (3) 都市計画区域の状況
- (4) 土地利用の状況
- (5) 産業

2. ごみ処理の現状

組合におけるごみ処理の実績及び現計画の評価について、既存資料に基づき、下記の項目について整理する。

- (1) ごみ処理体制及びごみ処理フロー
- (2) ごみの排出実績
- (3) ごみの排出抑制・再資源化実績
- (4) 収集・運搬
- (5) 中間処理
- (6) 最終処分
- (7) 処理システム

3. ごみ処理の課題

ごみ処理の現状を整理した結果を踏まえ、下記の課題を整理する。

- (1) 排出抑制・再資源化に関する課題
- (2) 収集・運搬に関する課題
- (3) 中間処理に関する課題
- (4) 最終処分に関する課題

4. 住民アンケート調査

本業務における施策を検討するうえで関係市町の住民及び事業所の意見を調査し、集計・分析をグラフや表等を用い整理する。

なお、アンケート対象は下記のとおりとし、アンケート対象者の抽出作業及び発送にかかる封筒及び郵送費等は組合が負担する。

- (1) 関係市町住民：1, 900人
- (2) 関係市町事業所：100事業所

5. ごみ処理基本計画

前項1から4にて整理、抽出した基礎資料を基に、組合及び関係市町の諸施策を踏まえ、下記に示す事項に係る計画を策定する。

- (1) 計画策定の基本方針
- (2) 目標年次の設定
- (3) ごみの発生量及び処理・処分量の予測
- (4) ごみの排出量及び処理・処分量の目標
- (5) ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項
 - 1) ごみ減量化・資源化の取組（排出抑制・分別収集及び再資源化計画）
 - 2) 収集・運搬計画
 - 3) 中間処理計画
 - 4) 最終処分計画
- (6) 計画に関する進行管理

6. その他関連施策

組合及び関係市町での関連の課題となる下記に対する基本的な考え方を取りまとめる。

- (1) ごみの有料化等に係る調査・検討
- (2) 食品ロスの削減の推進に係る方針

7. 委員会の対応

印西地区ごみ処理基本計画は、委員会の議を経て作成する方針であることから下記の支援業務を行う。また、委員会関連組織として、関係市町及び組合職員で構成する作業部会も設置する。

- (1) 委員会及び作業部会資料の作成
- (2) 委員会における資料の説明、質問回答等の運営支援（7回開催予定）
- (3) 委員会議事録の作成（全文及び要旨）
- (4) 関東近郊における先進施設の視察（1回開催予定）
（視察に要すバス借上料等は組合が負担する。）

【委員会予定スケジュール（参考）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議開催		●	●	●	●	●		●	●			
視察			●									
アンケート				●	●							
中間答申					●							
パブコメ							●					
最終答申									●			
作業部会			●	●	●	●		●	●			

※第1回会議は、5月29日（日）を予定している。

※会議は原則として日曜日の午後（2時間程度）に開催する。

※中間答申の内容は、将来推計ごみ量を予定する。

※パブコメの回答は組合が担任するが専門的な分野は支援すること。

第2章 災害廃棄物処理計画の策定

1. 想定される災害とその被害の概要

関係市町の地域防災計画等に基づき下記の概要について整理する。

(1) 想定される災害

1) 震災

地域防災計画で設定された想定地震

2) 水害

地域防災計画で設定された想定水害

(2) 被害想定の項目

1) 人的被害等の状況

2) 家屋等の被害状況

2. 災害廃棄物及び災害時のごみの発生量の推計

国、県の指針に示された推計方法、推計値を参考にして、下記の発生量を設定する。

(1) 災害廃棄物の発生量

1) 建物全壊棟数と延焼棟数

2) 床上浸水戸数と床下浸水戸数

3) 災害廃棄物の分別区分ごとの推計発生量

4) 発生量推計に用いた発生原単位等

(2) 災害時のごみ発生量

1) 避難住民数の推移やごみの増減率など発生量推計の基礎データ

2) 家庭ごみの推計発生量

3) 粗大ごみの推計発生量

3. 災害廃棄物等処理に係る組織体制等

災害廃棄物処理にあたり、関係市町の地域防災計画との調整を図りながら、下記の体制について整理する。

(1) 災害廃棄物等の処理体制

1) 組織体制の構築

2) 各班の役割、初期、復旧、復興時の活動を整理

(2) 情報収集・連絡網

(3) 協力支援体制

1) 関係市町

2) 自衛隊・警察・消防

3) 近隣自治体の協力支援

4) 民間事業者との連携

(4) 住民への広報

1) 広報の必要性

2) 広報手段

3) 住民からの相談及び苦情の受付

4. 一般廃棄物処理施設の強靱化

一般廃棄物処理施設の強靱化に向けた対策として下記の項目について整理する。

- (1) 廃棄物処理システムとしての強靱化
- (2) 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備
- (3) B C P（事業継続計画）等の策定

5. 災害廃棄物等の処理に関する基本方針

災害時の廃棄物等の処理に関する基本方針として下記の項目について整理する。

- (1) ごみの収集・処理に関する基本方針
- (2) 災害廃棄物の処理に関する基本方針

6. ごみ処理計画

被災時のごみ処理について下記の項目を整理する。なお、印西地区ごみ処理基本計画との整合を図る。

- (1) 処理施設及び収集能力
- (2) ごみ収集運搬体制
- (3) ごみ処理体制

7. 適正処理が困難な廃棄物、取扱いに配慮が必要となる廃棄物の処理

適正処理が困難な廃棄物等について、下記の項目を整理する。

- (1) 適正処理が困難な廃棄物等の範囲
- (2) 適正処理が困難な廃棄物等の処理方針
- (3) 適正処理が困難な廃棄物等の処理

8. 災害廃棄物処理計画

前項1から7にて整理、抽出した基礎資料を基に災害廃棄物の処理について下記に示す事項に係る計画を策定する。

- (1) 搬出・運搬の指針
- (2) 仮置場からの搬出ルート
- (3) 再利用・再資源化及び処理能力の確保
- (4) 再利用・再資源化施設、処理施設・処分場への輸送手段
- (5) 災害廃棄物の再利用・再資源化、処理対策
- (6) 許認可の取扱い

9. 実効性の確保

災害廃棄物処理計画の実行性の確保について下記の項目を整理する。

- (1) 計画の見直し
- (2) 職員への教育訓練